

城西国際大学生成 AI 利用ガイドライン

令和 8 年 9 月 2 日

学長決定

1. 本ガイドラインの目的と基本方針

近年、生成 AI は急速に進化し、社会に大きな影響を及ぼしている。従来は一部の専門人材のみが扱う先進的な技術とされてきたが、現在では多様な業務や学修活動に活用できる実用的なツールとして広く普及しつつある。個人レベルにおいても、文章、画像、音声、動画等の様々なコンテンツを容易に生成できるようになり、その活用の方は拡大している。

一方で、生成 AI には、情報の正確性に関する課題、個人情報や機密情報の漏えい、著作権等の知的財産権の侵害などのリスクも存在する。

本学の教職員及び学生が生成 AI に関する正しい知識とリテラシーを身に付け、適切に活用することは、社会の変化に対応し、新たな価値を創出するために重要である。

本ガイドラインは、本学の教職員及び学生が学修、教育、研究及び大学運営において生成 AI を利用する際に留意すべき事項を示すものである。利用者は、本ガイドラインを遵守するとともに、生成 AI に対する理解を継続的に深め、主体的かつ責任ある利用に努めるものとする。

2. 生成 AI とは

生成 AI とは、大量のデータを学習したモデルを活用し、文章、画像、音声、動画、プログラム等の新たなコンテンツを自動的に生成する技術である。一般的には、利用者が入力した指示(プロンプト)に応じて対話形式で回答を生成する仕組みを有している。

代表的なサービスとして、OpenAI 社の ChatGPT、Google 社の Gemini、Anthropic 社の Claude、Microsoft 社の Copilot がある。

生成 AI は広く普及し、一般的なツールとなりつつあるが、その利用に当たっては、以下のような特性を理解する必要がある。

生成 AI は膨大なデータを学習して回答を生成するため、入力された情報がサービス提供者による学習等に利用される場合がある。そのため、利用に際しては情報漏えい等のリスクに十分留意しなければならない。一般に法人向けライセンスは個人向けライセンスよりもデータ保護機能が強化されていることから、法人向けサービスの利用が望ましい。

本学では、Copilot Chat (無償版)及び Microsoft 365 Copilot (有償版)を利用できる環境を整備している。

また、生成 AI には、誤った情報を生成する可能性があること、出力内容の根拠が明確でない場合があること、学習データに含まれない情報には適切に対応できない場合があること、学習データの偏りに起因して出力内容にも偏りが生じる可能性があること、さら

に、同一の質問であっても回答が異なる場合があることなどの特性がある。

生成 AI は有用な支援ツールであるが、利用者の判断に代わるものではない。利用者は、その特性及び限界を理解した上で、倫理的、社会的及び法的責任を認識し、適切に活用するものとする。

3. 利用上の注意点

(1) 個人情報・機密情報の取扱い

生成 AI に入力したプロンプト又はファイル等は、サービス（生成 AI と連携している検索エンジンを含む）によっては学習データとして利用される可能性がある。そのため、個人情報及び機密情報は原則として入力してはならない。

ただし、本学が認める環境において、入力内容が AI の学習に利用されないことが確認されている場合は、この限りではない。

本学で利用可能な Copilot Chat 及び Microsoft 365 Copilot は、本学アカウントで利用する場合には、エンタープライズデータ保護の対象となる。やむを得ず個人情報又は機密情報を取り扱う場合には、当該保護機能が有効であることを確認した上で利用するものとする。

(2) 著作権等の知的財産権への配慮

生成 AI が生成した文章、画像その他のコンテンツには、第三者の著作権等の知的財産権を侵害する内容が含まれる可能性がある。

利用者は、生成された内容をそのまま利用するのではなく、必要に応じて出典、類似性及び権利関係を確認し、知的財産権侵害が生じないよう十分に留意するものとする。

(3) 出力内容の正確性及び偏りへの留意

生成 AI の出力には、誤情報（ハルシネーション）、偏った情報又は不適切な表現が含まれる場合がある。

利用者は、生成された内容をそのまま利用するのではなく、信頼できる複数の情報源との照合等を行い、その正確性、妥当性及び客観性を十分に確認するものとする。

(4) 利用者の責任

生成 AI は、学修、教育、研究及び業務を支援するための補助的なツールである。

生成 AI を利用して作成した成果物についての最終的な判断及び責任は、全て利用者本人が負うものとする。

(5) 利用の透明性

利用者は、生成 AI を利用して成果物を作成した場合には、必要に応じてその利用状況を明示し、説明責任を果たすよう努めるものとする。

4. 本学の学修活動における利用指針（学生向け）

学修活動において最も重要なことは、学生自身が主体的に学び、その学びを深めること

である。生成 AI への過度な依存は、思考力、判断力及び表現力の育成を妨げるおそれがあることから、学修を支援する補助ツールとして適切に活用するものとする。

- (1) 生成 AI は、アイデアの発想、構成の検討、理解の深化又は対話的な学習支援等の目的で活用することが望ましい。
- (2) 生成 AI が出力した内容をそのままレポート、論文又は課題等として提出することは、自らの学びにつながらず、学修の効果を損なうだけでなく、剽窃等の不正行為に該当する場合があるため、原則として認められない。
- (3) 生成 AI の出力結果を鵜呑みにせず、その信頼性及び妥当性を十分に検証した上で利用するものとする。
- (4) 生成 AI への入力によって情報漏えいが生じるリスクがあることを理解し、適切に利用するものとする。
- (5) 授業担当者等から求められた場合には、生成 AI の利用の有無及び利用箇所を適切に明示するものとする。
- (6) 授業及び課題等における生成 AI 利用の可否、利用範囲及び利用条件は授業科目ごとに異なる場合があるため、担当教員の指示に従うものとする。

5. 本学の教育活動における利用指針（教員向け）

生成 AI は、その活用方法によって教育の質の向上に寄与する可能性がある。一方で、学生の主体的な学びの促進や公正な成績評価の実施において課題を生じさせるおそれもある。

学生による生成 AI の利用を完全に制御することは容易ではなく、その利用を全面的に排除することは現実的ではない。そのため、教員自身が生成 AI に関する理解を深め、その特性及び影響を踏まえながら適切に活用し、指導に当たることが重要である。

- (1) 教員は、生成用の仕組み、特性及び出力結果について理解を深めるものとする。例えば、授業で課すレポート課題等を生成 AI に入力し、その出力結果の特徴や課題を把握することは有効である。
その検証過程を学生と共有し、学生自身に出力結果の改善や検証を行わせることにより、生成 AI の利点及び問題点について主体的に考察させる機会を設けることが望ましい。
- (2) 教員は、生成 AI への過度な依存が学生の主体的な学びを妨げるおそれがあること、及び生成 AI の出力には誤情報や偏りが含まれる可能性があることを学生に周知し、適切な利用を促すものとする。
- (3) 教員は、授業及び課題等における生成 AI 利用の可否、利用範囲、利用条件及び違反時の対応について、あらかじめ明確に示すものとする。
- (4) 教員は、学修成果を適切に評価するため、課題の出題方法及び評価方法を工夫するものとする。

例えば、レポートのみならず、段階的な成果物の提出、授業内での議論、口頭試験、プレゼンテーション等の評価方法を組み合わせることにより、学修の過程及び理解度を重視した評価を行うことが望ましい。

- (5) 教員は、答案、レポート、その他学修成果物の評価及び成績評価を生成 AI に委ねてはならない。成績評価に係る一切の判断は、教員自身の専門的知見及び教育的判断に基づき、自らの責任において行うものとする。

生成 AI を補助的に用いる場合においても、その出力をそのまま評価結果とすることは認められず、教員自身が正確性及び妥当性を検証し、自らの責任において最終的な判断を行わなければならない。

6. 本学の研究活動における利用指針

研究活動における生成 AI の活用は、研究の効率化や新たな知見の創出に資する可能性がある。一方で、情報漏えい、知的財産権侵害、研究倫理上の問題等のリスクも存在する。

研究者は、関係法令、研究倫理及び学協会等が定める指針を遵守し、自らの責任において適切に利用するものとする。

- (1) 研究活動によって得られたデータを生成 AI に入力する際は、情報漏えいの防止に十分留意するものとする。

特に、個人を識別できる情報、未公開の研究データ、新規性のある研究構想、共同研究に関する情報その他秘密保持義務を伴う情報については、原則として入力してはならない。

- (2) 生成 AI が出力した内容をそのまま論文、研究報告書その他の研究成果として利用することは、自らの分析及び考察が十分に反映されないおそれがあり、研究の公正性を損なう可能性がある。加えて、剽窃等の研究不正に該当する場合もあるため、原則として認められない。

- (3) 研究成果の内容については、生成 AI の利用の有無にかかわらず、研究者自身がその正確性、妥当性及び信頼性を確認し、その内容について責任を負うものとする。

生成 AI の出力には、不正確な情報、出典が不明な情報又は既存の著作物等の一部が含まれる場合があることを踏まえ、十分な検証を行わなければならない。

- (4) 生成 AI を利用したデータ処理、分析又はプログラム作成を行う場合には、その妥当性、安全性及び再現性について研究者自身が確認するものとする。

- (5) 研究成果の発表、論文投稿又は学術誌への掲載に当たり、生成 AI を利用した場合には、各学協会、学術雑誌及び研究分野が定める指針に従い、その利用状況を適切に開示するものとする。

- (6) 生成 AI は研究活動を支援するためのツールであり、研究上の責任を負う主体とはならない。したがって、生成 AI を論文その他の研究成果の著者又は共著者として記載してはならない。

7. 本学の大学運営（業務）における利用指針

大学運営において生成 AI を活用することは、業務効率の向上及び業務改善に資することが期待される。一方で、情報漏えいや知的財産権侵害等のリスクがあることから、適切な管理の下で利用する必要がある。

- (1) 生成 AI は、議事要旨、通知文及び説明資料の作成、既存資料の要約、翻訳支援、企画立案に係る情報整理等の業務に活用することができる。

新たな事業の企画や業務改善を検討する際に、多様な視点や発想を得るための補助的手段として活用することも有効である。

- (2) 教職員及び学生の個人情報、成績情報、人事情報、財務情報、契約情報その他機密性の高い情報については、原則として生成 AI に入力してはならない。

学内の意思決定に関する情報、未公開の会議資料、検討中の施策等についても同様とする。

- (3) 生成 AI により生成された文章、画像、図表、キャッチコピー、ロゴその他のコンテンツを利用する場合には、著作権、商標権、意匠権等の知的財産権の侵害が生じないよう十分に確認するものとする。

- (4) 生成 AI の出力内容をそのまま利用するのではなく、正確性、整合性、表現及び内容の妥当性について十分な確認を行った上で活用するものとする。

特に、高等教育機関としての社会的責任を踏まえ、人権、多様性及び包摂性への配慮が求められる内容については、不適切な表現又は偏見を助長する内容が含まれていないことを十分に確認しなければならない。

- (5) 生成 AI の利用に当たっては、関係法令、本学の諸規程及び情報セキュリティに関する方針を遵守するものとする。

8. 利活用に当たって必要となる知識等の修得

生成 AI は急速に発展しており、その機能、利用方法及び社会的影響も継続的に変化している。利用者は、生成 AI に関する新たな情報に常に目を向け、その特性及びリスクについて理解を深めるとともに、知識及び技能の継続的な向上に努めるものとする。

9. その他

生成 AI を取り巻く技術及び社会環境は急速に変化していることから、本ガイドラインは必要に応じて見直しを行うものとする。

本ガイドラインの改正は、情報科学実施委員会の議を経て、学長が行う。

附則

このガイドラインは、令和 8 年 9 月 2 日から施行する。